

5年ごと配当付利率変動型個人年金保険普通保険約款

改定後		改定前	
<p>第15条（保険料払込方法（経路））</p> <p>① 保険契約者は、次のいずれかの保険料払込方法（経路）を選択することができます。ただし、選択できる保険料払込方法（経路）が、当会社の定めにより、次のうちの一部のみとなる場合があります。</p>		<p>第15条（保険料払込方法（経路））</p> <p>① 保険契約者は、次のいずれかの保険料払込方法（経路）を選択することができます。ただし、選択できる保険料払込方法（経路）が、当会社の定めにより、次のうちの一部のみとなる場合があります。</p>	
号	名称	保険料払込方法（経路）	
1	店頭扱い	当会社の本社または当会社の指定した場所に持参して払い込む方法	
2	口座振替扱い ^①	当会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法	
<p>② 保険契約者は、当会社の定める取扱いの範囲内で、第2回以後の保険料の保険料払込方法（経路）を変更することができます。</p> <p>③ 口座振替扱いの保険契約の場合、その保険料払込方法（経路）によって保険料を払い込むことができなくなったときには、保険契約者は、保険料払込方法（経路）を店頭扱いに変更してください。変更を行なうまでの間の保険料については、当会社の本社または当会社の指定した場所に払い込んでください。</p>		<p>② 保険契約者は、当会社の定める取扱いの範囲内で、第2回以後の保険料の保険料払込方法（経路）を変更することができます。</p> <p>③ 口座振替扱いの保険契約の場合、その保険料払込方法（経路）によって保険料を払い込むことができなくなったときには、保険契約者は、保険料払込方法（経路）を店頭扱いに変更してください。変更を行なうまでの間の保険料については、当会社の本社または当会社の指定した場所に払い込んでください。</p>	
<p>第15条 備考</p> <p>① 口座振替扱いを選択する場合、当会社の定める特約の付加を要します。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>		<p>第15条 備考</p> <p>① 口座振替扱いを選択する場合、当会社の定める特約の付加を要します。</p> <p>② <u>電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法による口座振替の登録が可能な金融機関等のみ取り扱います。</u></p>	
以 上		以 上	

※改定前の約款は2025年7月1日時点のものです。